

令和3年第7回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年7月5日（月） 開会 午後1時30分
閉会 午後2時55分

2. 場 所 東区役所3階第4・第5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 18名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	梶山 正治
7	伊藤 信彦	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	沼田 聖	12	沖田 光春（欠席）
13	河野 信義	14	谷口 憲	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員

12番 沖田 光春

6. 議事録署名者

18番 奥田 一成 19番 児玉 一成

7. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	大畦 裕之	事務局次長	石原 健二
主幹(事)主任	平木 周二	主 査	有馬 隆幸
技 師	森下 まゆ		

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について

- (4) 農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請について
- (5) 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
- (6) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
- (7) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- (8) 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
- (9) 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 農地転用許可取消の専決処理について
- (6) 農地転用届出撤回の専決処理について

・農政に係る審議事項

- (1) 令和4年度広島市農政に関する意見書の項目案・文案素案について

・その他

- (1) 令和3年第2回広島市議会定例会の報告について
- (2) 全国農業新聞オンライン講座「スタディあぐり」の開講について
- (3) 令和3年度第2回地区協議会の日程について
- (4) 令和3年度機構集積支援事業タブレット型情報端末機の貸出について
(広島県農業会議)
- (5) 令和3年7月の現地調査日程について

事務局（事務局長）

総会に入る前に2点ほど事務局からご報告があります。まず1点目は農業経営改善計画の認定についてお話があります。通常ですと担当委員の推進委員にご出席いただいて、ご説明いただくんですけれども、コロナ対策ということで出席人数の制限ということで担当の農業委員さんに説明いただくようにさせていただいております。2点目は非常に残念なお知らせなんですけど、先月6月28日に白木町の松原推進委員がお亡くなりになりました。急なことでしたが、松原推進委員は平成25年に農業委員に就任されて平成28年から推進委員として約8年間、農業委員活動にご尽力いただいております。以上2点のご報告であります。それでは会長よろしく願いいたします。

議 事

議 長（福島会長）

今、局長が言われたように松原推進委員が亡くなられましたので、ご冥福を祈り黙とうを捧げたいと思います。

黙とう。

ありがとうございます。着席をお願いします。総会の終了後、親和会の総会を行います。その後、市農政に関する意見書の検討会を行います。よろしくお願いいたします。

それでは、令和3年第7回広島市農業委員会総会を開会します。

本日の欠席者は12番、沖田委員です。出席者が過半数に達しており、総会は成立します。

会議に入る前に、本日の議事録署名者を指名します。18番奥田委員、19番児玉委員をお願いします。

それでは、審議に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について2件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請2件について説明します。議案の3ページをご覧ください。

1番は令和2年12月に利用権の設定をし、すでに耕作している農地を取得するものです。なお、申請事由欄で「賃借地」とありますが、現在設定されている利用権は使用貸借権のため、「賃借地」に訂正いただきますようお願いいたします。

2番は経営規模拡大のため、自宅に近い申請地を譲り受けるものです。

申請地は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われま。

これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議 長

議案第 1 号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1 番、伊藤委員。

伊藤委員

7 番の伊藤です。

6 月 1 8 日に梶山委員、事務局職員 2 名と共に現地調査を行いました。譲受人と譲渡人は叔父と姪の関係です。譲受人の住んでいる隣の申請地を譲渡人から譲り受けて、引き続き耕作をしていこうという事でございます、特に問題はありません。

議 長

2 番、谷口委員。

谷口委員

1 4 番の谷口です。

2 番の案件につきまして譲渡人は高齢のため管理が出来ないという事です。譲受人につきましては、自宅の近くで、小字が 3 か所に分かれています、字界のところですので、実際には一か所にまとまっております。畑が 9 筆に、田んぼが 3 筆で、いずれも棚田に近いような形状で作業が難しい状況ですが、現地はきれいに管理されており問題はございません。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、2 件を許可することに決定します。

続きまして、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について 2 件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の2件について説明します。

議案の4ページをご覧ください。

1番は、宅地への転用事案で、申請地に植木等を植栽し、庭敷きとして利用するものです。

2番は、雑種地への転用事案で、貸資材置場として利用するものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

なお、2番の案件は、転用工事に着手していましたが、広島市農業委員会の「違反転用に係る事務処理要領」に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

本案件は本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

議案第2号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1番、山本委員。

山本委員

4番の山本です。

1番につき、ご報告致します。6月7日に事務局の方と現地を確認いたしました。自宅敷地内の農地を宅地に転用して庭を拡張する案件です。問題ないと思います。

議 長

2番、梶山委員。

梶山委員

6番の梶山です。

2番の案件は、付近の農地等には影響ありません。既転用ですが、事務局の説明がありましたとおり始末書を出しておられるという事で特に問題ありません。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、2件を許可することに決定します。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について14件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の14件について、説明いたします。議案の5ページから7ページをご覧ください。

1番は雑種地への転用事案で、医療法人である譲受人が、申請地を借り受け、職員研修所の駐車場及びテニスコートの敷地の一部として利用するものです。

2番は雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、再生砕石の一時保管場所として利用しようとするものです。

3番は雑種地への転用事案で、土木建設業を営む譲受人が、申請地を借り受け、事業用車両の駐車場として利用しようとするものです。

4番は雑種地への転用事案で、建設業を営む譲受人が、申請地を譲り受け、重機置場として利用しようとするものです。なお申請地は平成11年度から平成16年度に実施された「基盤整備促進事業」区域内の農地で、異種目換地を受けた非農用地区域内の土地であり、第1種農地の不許可の例外に該当するものと思われます。

5番は宅地への転用事案で、隣接の宅地と共に申請地を譲り受け、植樹された景観植物を含む住宅外構の一部として利用するものです。

6番、7番については、現況は道路敷きの一部ですが、双方とも申請地を譲り受け、6番については農地への進入路として、7番については住宅敷地の一部として利用するものです。

8番については、雑種地への一時転用事案で、三篠川の河川改修に伴う自宅移転工事用の仮設道路として利用しようとするものです。転用期間は許可日から9か月間となっています。

9番は雑種地への転用事案で、塗装業を営む譲受人が、申請地を譲り受け、令和元年11月6日付けで農地法第5条の許可を受けて利用している隣接地の資材置場及び駐車場を拡張しようとするものです。

10番は雑種地への転用事案で、建設業を営む譲受人が、市外にある資材置場が手狭になったため、本店所在地により近い申請地を譲り受け、駐車場及び資材置場として利用しようとするものです。

11番、12番は宅地への転用事案で、造園業、建築業等を営む譲受人が、申請地

を譲り受け、倉庫及び資材置場として利用する、又はしようとするものです。11番は法人の代表者個人、12番は法人が譲受人となっています。

13番は水道用地への転用事案で、申請地を譲り受け、簡易水道貯水槽用地として水利組合で利用するものです。

14番は宅地への転用事案で、祖父から申請地を譲り受け、農家住宅を建築しようとするものです。

申請地は4番を除き、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

1番、6番、7番、11番及び13番の案件につきましては、申請地が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の「違反転用に係る事務処理要領」に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

4番を除く案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

4番については、第1種農地に該当するため、本総会で承認されますと、7月16日（金）に開催される広島県農業会議常設審議委員会において、異議なしとの回答を得たのちに、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長

議案第3号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺い致します。1番、2番、山本委員。

山本委員

4番の山本です。

1番は、6月7日に事務局と現地を確認いたしました。農地の一部が既にテニスコートとなっており、雑種地として転用後に賃貸するものと、隣接する農地をテニスコート利用者の駐車場に転用して賃貸する案件です。周辺に農地はなく影響はないと思います。

続いて2番は、6月16日に事務局の方2名と現地を確認いたしました。農地を取得して資材置場にするものです。隣接地及び周辺地も資材置場が広がっており転用による周辺農地への影響はないと思います。

議 長

3番、溝口委員。

溝口委員

5番の溝口です。

3番の案件ですが、6月16日に事務局職員2名と現地を確認しました。後

ろが山で、近隣に農地も無く、問題ないと思います。

議 長

4 番、伊藤委員。

伊藤委員

7 番の伊藤です。

6 月 1 8 日に事務局職員 2 名と共に現地の調査を行いました。先に説明がありましたように、本件は基盤整備農地ですが、当初から転用を目的として非農用地として換地処分を受けたものであります。なお、受人は土木建設業を営んでおり、自分の作業場の隣が申請地であり、そこにショベルカーを置きたいという事であり、周辺農地への影響ありません。

議 長

5 番、岩重委員。

岩重委員

8 番の岩重です。

5 番は、6 月 7 日に事務局 1 名と己斐委員とで現地調査をしています。申請地は植樹しており、景観地として利用されていました。譲受人は申請地を引き継ぎ、そのまま景観地として利用される計画で、周辺農地への影響はないので問題ないと思います。

議 長

6 番から 8 番、己斐委員。

己斐委員

3 番の己斐です。

6 番から 8 番の案件は、令和 3 年 6 月 1 7 日に事務局職員 2 名と現地の調査を行いました。6 番は自宅への進入路として利用する申請で、現地は既に公衆用道路として利用されており、利便性を考えますとやむをえない転用で、異議はございません。次の 7 番は、譲受人が自宅への進入路を車庫として利用する申請で、すでに転用されております。これは、譲渡人の父親が農地法を知らずに転用をしたことで、現状を考えると許可せざるを得ないと思っております。異議はありません。8 番は、県の河川改修工事に伴う自宅の移転工事のための仮設工事道路が必要であり、一時転用する案件で、これも異議はございません。

議 長

9 番、1 0 番は沖田委員ですが、本日は欠席です。意見は事務局に伝えているという事ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局（平木主幹）

沖田委員から先日FAXで意見を頂いておりますので、代わりに説明させていただきます。6月17日に事務局職員と現地調査をしました。9番は資材置場と駐車場の拡張ですが、特に問題はありません。続いて10番は、外国人の方への所有権移転で、駐車場等とするものですが、これについても特に問題はありませんとのことです。

議 長

11番から13番、河野信義委員。

河野信義委員

13番の河野です。

6月17日に事務局2名と現地調査しております。先ほども説明がありましたが、11番は譲受人個人が申請するもので、12番は、譲受人の会社が申請する2件でございます。11番は、既転用ですので始末書が添付されております。譲渡人の父が転用して使用していたところを引き継いで、今後も倉庫として利用するために、譲受人が転用申請しております。12番は会社の倉庫・資材置場として使用をするもので、異議はございません。続いて13番は、申請地に大きな簡易水道貯水タンクがあり、水利組合員へ配水されています。譲渡人が管理していましたが、譲受人に引き継ぐものです。貯水槽は1997年に作られたものであり、始末書が添付されています。異議はございません。

議 長

14番、河野芳徳委員。

河野芳徳委員

15番の河野です。

14番の案件は、6月16日事務局員2名と現地調査をおこないました。先ほど事務局から説明がありましたように、市街化調整区域ですが農家住宅への転用という事で問題はありません。

議 長

それでは、その他、ご意見、ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、4番を除く13件を許可することに決定いたします。

4番は、常設審議委員会において異議なしと回答を得たのちに農業委員会会長名で許可することといたします。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第4号、農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請1件について説明します。

それでは、議案の8ページをご覧ください。

本件は、広島国道事務所発注の東広島バイパス建設工事のため、転用者が一時転用許可を受け賃借していた資材置場用地を、承継者が承継し、バイパス下部工事の資材置場用地として一時転用期間を令和4年10月15日までとする事業計画変更承認を受けようとするものです。

以上で議案第4号の説明を終わります。

議 長

議案第4号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1番山縣委員。

山縣委員

16番の山縣です。

1番は、6月16日に私と事務職員2名で現地調査しました。申請地はバイパス建設工事の資材置場として転用者が一時転用で借りていた土地を、承継者が承継し、引き続き資材置場として借り受けるものです。なお転用期間は許可後から令和4年10月15日までです。周辺農地等に支障はないと認められるため、異議はありません。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようですが、承認することに異議はございますか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、1件を承認することに決定します。

続きまして、議案第5号、農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第5号、農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について説明いたします。

議案の9ページをご覧ください。

本案件は、住宅敷地の拡張、駐車場及び資材置場への転用目的で、令和2年11月6日付けで農地法第5条の許可を受けたものです。

当初は、令和3年2月28日までに完了する予定でしたが、土地の売買条件である境界確定に時間を要しているため、完了予定を令和3年10月31日とする、履行延期の承認申請があったものです。

なお、先ほど述べました延期理由により、所有権移転は完了していません。

以上で議案第5号の説明を終わります。

議 長

議案第5号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1番河野信義委員。

河野信義委員

13番の河野です。

6月17日に事務局2名と一緒に現地を確認しました。先ほど説明がありましたが、現場の里道と畑の境界確定に時間を要しているための延期申請で、異議はありません。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

伊藤委員

今の案件は、道路との境界が決まってないのですか。

河野信義委員

車が走行する道路ではなく、自己所有の倉庫へ出入りする道路。

伊藤委員

官民境界ではないのですか。

河野信義委員

官民境界になるかははっきりしませんが、畑に入る拡幅した里道のような案件です。

伊藤委員

別に異議はありませんが、もし境界で揉めているなら、半年くらいではなかなか解決しないことが多いので、その確認です。10月いっぱいの予定ですか。わかりました。

議 長

意見がないようですが、承認することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を承認することに決定します。

続きまして、議案第6号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、2件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第6号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請の1件について、説明します。

この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則20年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。

農業委員会としては、

- ① 被相続人が農業を営んでいたか
- ② 相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか
- ③ 申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているかなどを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の10ページをご覧ください。

今回、2件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。

この申請につきましては、先ほど申し上げました①～③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受ける農地に該当します。

以上で議案第6号の説明を終わります。

議 長

議案第 6 号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1 番、溝口委員。

溝口委員

5 番の溝口です。

6 月 1 6 日に現地を確認いたしました。きれいに耕作してあり問題ないと思います。

議 長

2 番、児玉委員。

児玉委員

1 9 番の児玉です。

6 月 1 8 日事務局職員 2 名と現地確認をしました。野菜が栽培してあり問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、適格者として証明することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、適格者として証明することに決定します。

続きまして、議案第 7 号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてですが、議案番号の 1 7 番は己斐委員に関する案件です。

農業委員会等に関する法律第 3 1 条に、「農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という旨の規定がありますので、初めに議案番号 1 7 番を除く 4 8 件を上程します。

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第 7 号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画のうち議案番号 1 7 番をのぞく 4 8 件についてです。

それでは説明いたします。農家等からの利用権設定の申し出に基づき、広島市が作成した農用地利用集積計画案について、令和３年６月１５日付けで、広島市長から農業委員会会長へ審議依頼がありました。

これは、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の「市町村は、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。」という規定によるものです。

それでは、議案の１１ページから１９ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の内容は議案のとおりです。

利用権設定の新規分として４１件、継続分として利用権設定の終期が本年７月３１日までとなっている計画の更新が５件、所有権移転が２件となっております。

新規分について説明をいたします。

１番、２番、４番から６番、１８番から２１番、２５番から３３番、経営規模拡大のため、地権者から（一財）広島県森林整備・農業振興財団が借り受け、法人等に転貸するものです。７番から１２番、３４番から４１番は広島市農林水産振興センターが令和３年度から「ひろしま活力農業」経営者育成事業の第２４期生３名の実地研修農地として使用するため、令和３年１０月１日から借り受けてハウス設置等、ほ場の整備を行うものです。

その他は、いずれも経営規模拡大のため、農地を借り受けるものです。

次に所有権移転ですが、農用地利用集積計画により農用地区域内の農地等を所有権移転した場合、譲渡人については譲渡所得に係る所得税算定において８００万円の特別控除が受けられ、譲受人については登録免許税の軽減及び不動産取得税の軽減の税制上の特例及び、不動産登記においては、市町村による嘱託登記を受けられる特例があります。農用地利用集積計画により所有権移転を行うためには、本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想において、利用権設定の適用要件に加え、「農地適正化あっせん基準に適合することとなる者として農業委員会が作成するあっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。」としており、認定農業者はこの名簿に登録されています。

４８番、４９番の受人は認定農業者であり、この要件を満たしております。

続いて継続分について、内容は議案のとおりです。

上程した４８件につきましては、経営面積・農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各号及び広島市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想にある利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。

なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和３年７月３０日に公告を行い、効力が発生することとなります。

以上で議案番号１７番を除く４８件の説明を終わります。

議 長

議案番号 17 番を除く 48 件について、事務局の説明が終わりました。このうち、継続分については、引き続き営農活動が行われております。新規分の 41 件及び所有権移転分の 2 件について、担当委員のご意見をお伺いします。

1 番から 3 番、伊藤委員。

伊藤委員

7 番の伊藤です。

1 番の〇〇さんは現地で認定農業者として野菜作りをされております。2 番の〇〇さんは現地でいちご作りをやっておりまして、この二人が雑談をしている時に、お互いの将来を考えて、1 番の〇〇さんはトウモロコシを作っていたのですが、2 番の〇〇さんが「ここをいちご畑にしたい。」と言うので、中間管理機構事業で賃貸をするというものです。なお 2 番の〇〇さんは、このことによって経営規模が倍以上になるだろうと思います。現在ハウスの骨組みの建設が進められています。将来楽しみにしているところです。

3 番は、利用権を設定するものは〇〇に住んでいますから、ちょっと遠くて耕作できないというので、すぐ近くに居住しておられる活力農業者に耕作をお願いしたということ、本人からお話を伺いました。特に問題はありません。

議 長

4 番から 6 番、48 番、49 番、岩重委員。

岩重委員

8 番の岩重です。

4 番、5 番、6 番の案件は 6 月 28 日に現地を調査しました。この案件は中間管理機構を利用して賃借するものです。賃借する土地は、すでにハウスが立ちきれいに管理されていました。賃借人は、同じ地区で野菜の栽培をして出荷をされており、規模拡大の計画をされています。この案件は問題ありません。

48、49 番の案件は 6 月 28 日に現地調査をしました。どちらもビニールハウスが立って野菜が作付けされ管理されていました。48 番は平成 23 年 12 月 1 日から、49 番については平成 30 年 12 月 1 日から利用権を設定して譲受人がビニールハウスで野菜の栽培をして市場出荷をされています。この案件は問題ないと思います。

議 長

7 番から 16 番、己斐委員。

己斐委員

3 番の己斐です。

7 番から 12 番までは新規就農者の就農候補地となる農地でございます、

白木町の〇〇地区の圃場整備事業として十数年前に整備され、現在はカヤが生えて鹿の住家となっている農地ですが、以前から地権者と行政、地元の世話役の皆さんが協議を重ねてきたもので、今回利用権設定され次第、ハウス建設工事に着手されるものと思いますので異議はありません。１３番から１６番までは認定農業者の規模拡大によるもので、この４件につきましては下中推進委員があっせんに取り組まれた案件で、ここも長く遊休農地となっていて、このたび解消できるのかなといったところです。異議はございません。

議 長

１８番から２１番、下谷委員。

下谷委員

９番の下谷です。

２０番の案件について６月７日事務局職員と現地確認しました。青年等就農計画認定者が野菜を栽培されるもので、問題ないと思います。

議 長

２２番、２３番、河野信義委員。

河野信義委員

１３番の河野です。

２２番、２３番は、私の自宅近くの集会所下の農地を地主から借りて、新しい農業者として私どものところに入ってくれるもので、問題ありません。

議 長

２４番、谷口委員。

谷口委員

１４番の谷口です。

２４番の案件は、土地所有者が通いで耕作が難しいということで、近くに就農されております活力性の方に作っていただけないかと話をされて、規模拡大することで合意にいたりしたので問題ないと思います。

議 長

２５番から３７番、山縣委員。

山縣委員

１６番の山縣です。

２５番から２７番の件は、６月７日に私が現地調査しました。申請地はビニールハウスが設置されており、いつでも耕作できる状態になっております。２

5番、26番は広島県森林整備農業振興財団が利用権の設定をする7名の共有者から農地を借りて10年間の賃借権を設定するものです。周辺は農地であり問題ないと認めます。27番の土地もビニールハウスが設置されており、いつでも耕作できる状態です。広島県森林整備農業振興財団が利用権の設定をする者から申請地を借り10年間の賃借権を設定するものです。問題はないと認めます。28番は、25番、26番、27番で賃借権を設定した申請地を利用権の設定を受ける者が借り、10年間の賃借権を設定するものです。問題はないと認めます。

29番から32番は、6月20日に私が現地調査しました。申請地は農地として管理されており、広島県森林整備農業振興財団が利用権の設定をする者から10年間の使用賃借権を設定するものです。問題はないと認めます。33番は、利用権の設定を受ける者が29番から32番の申請地を広島県森林整備農業振興財団から10年間の使用賃借権を設定するものです。問題はないと認めます。

34番から37番は、6月20日に私が現地調査しました。活力農業育成事業の就農予定地として広島市農林水産振興センターが利用権の設定をする者から借りて1年2か月の賃借権を設定するものです。問題はないと認めます。

議 長

38番から41番、吉田委員。

吉田委員

17番の吉田です。

38番から41番、一括して申し上げます。利用権の設定者4名で、4名の方の全筆数が16筆、地籍面積が6,536㎡でございます。先ほど事務局が説明しましたが、広島活力農業経営者育成事業に新規就農者として24期生を見据えたもので期待大でございまして、地元の熱意からであると理解しております。申請地は不耕作で管理はされておりましたが、農地として活用されることなので大変良いことだと思い、異議ございません。

議 長

42番、児玉委員。

児玉委員

19番の児玉です。

利用権の設定をする者が〇〇にお住まいの方で、その方が本年度から耕作をやめられるということで農地に近い方が借りるということで、現地を見ましたら引き続き野菜が植えてあり問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようでございますが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので議案第7号の17番を除く48件について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。

続きまして、議案番号17番の案件に入ります。

〇〇委員は退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長

それでは、議案第7号の議案番号17番の1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第7号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の17番について、説明いたします。13ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者が経営規模拡大のため、農地を借り受けるものです。

本件につきましては、先ほどご説明しましたとおり、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。

なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和3年7月30日に公告を行い効力が発生することとなります。

以上で議案番号17番の説明を終わります。

議 長

議案番号17番について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。岩重委員、お願いします。

岩重委員

8 番の岩重です。

17 番の案件は 6 月 30 日に現地調査をしています。利用権を設定する農地はきれいに適切に管理されていました。借受人も野菜を栽培し、JA や産直市に出荷されています。この案件は問題ありません。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようでございますが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案第 7 号の 17 番について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。

〇〇委員の着席をお願いします。

(〇〇委員 着席)

議 長

〇〇委員、議案第 7 号の議案番号 17 番について計画案のとおり決定しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第 8 号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について 2 件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第 8 号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取の 2 件について説明します。

令和 3 年 6 月 15 日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。

この計画認定にあたっては、農林水産省経営局長通知による「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」に基づき、「市町村は、農業者等専門的な知識を有する者から意見を聴取することができる。」とされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、3 点あります。

第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した「基本構想」の経営指標に照らして適切であること。

第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。

第3点が、農用地の効率的、総合的な利用を図る内容となっていること。
となっています。

なお、御存じのとおり、農業委員会法第8条の規定により、農業委員は、認定農業者が過半数を占めるようにしなければならないとされております。

それでは、議案の20ページをご覧ください。

農業経営改善計画の概要は、議案に記載しているとおりです。申請の詳細については、別冊1をご覧ください。

1番の申請者は、平成21年から、東区福田、安佐北区白木町、小河原町、安芸高田市において、ハウスでコマツナを栽培しています。安芸高田市においても、平成28年2月に農業経営改善計画の認定を受けております。

この申請者は、令和2年6月に経営改善計画の更新を行っておりますが、今回、農業制度資金、国の補助金事業等の活用により、環境制御によるイチゴの高設栽培施設一式、ブドウの根域制限栽培施設一式を導入し、イチゴとブドウの観光農園化を行うため、計画の変更申請を行っております。

2番の申請者は、ひろしま活力経営者育成第19期生で、安佐北区白木町井原で就農し、現在、ハウスでコマツナを栽培しております。

今後は引き続き、選定品種の生産効率化のための調査や、微生物資材の毎作投入などによる土づくりを行うとともに、試験的にパプリカを栽培し、ノウハウの蓄積及び増産に向けた資材の投資に関する調査を行うことで生産の合理化を図る。また、ほ場及び調整室での同時出荷調整作業、農業機械の導線見直し、就労継続支援B型事務所との契約により作業効率を上げることで、年間の就労時間2,000時間、農業所得500万円を目指す計画を立て、認定を受けるものです。

以上で議案第8号の2件の説明を終わります。

議 長

議案第8号の2件について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。

1番の申請は、6月25日に松原推進委員と共に申請者を訪問し、お話をお聞きしました。申請者は平成21年に就農されており現在ハウスでコマツナを栽培されております。昨年からはイチゴの栽培も始められ今年の3月からイチゴ観光農園を開園されております。これもかなり人気でして、1か月前くらいから予約でいっぱいだということでございまして、大変喜ばしいことだと思っております。これからはブドウも栽培し、更に観光農園の発展に寄与されるとい

うこととございます。34歳という若さで、補助金に入るもののかなりの投資だということとございますが、体に気をつけて頑張っていたきたいなと思っておりますし、地元としても申請者を今後も応援していきたいと思っております。この農業経営改善計画につきまして問題はありません。

議 長

2番、岩重委員。

岩重委員

8番の岩重です。

2番の案件は6月25日に奥推進委員と申請者にお話を伺いました。奥推進委員より意見を預かっておりますので代読をさせていただきます。

6月25日岩重農業委員と共に申請者のハウスを訪問しお話を伺いました。申請者は現在、ご本人と母親、随時雇用者5名、就労継続支援B型事業所との契約等により労働時間を削減し、また農業機械の配置の見直しによる作業効率化などを図りながら、ビニールハウス10棟、3,100㎡の農地を使ってコマツナとパプリカを栽培されています。市場出荷とJA直販がメインで年間労働時間2,000時間、年間所得500万円を目指しています。移行内容として経営改善についてコマツナの品種選定により優良品種の導入を図る。土壌改良により生産安定を目指す。パソコンを活用した経営分析を行う。規模拡大について、特に今、必要はないが将来は頭の中にあるとの事。今は反収をあげることが必要とのことです。地元としても申請者を応援しており今後も応援していきたいと思っております。この農業経営改善計画認定申請については問題ありません。とのことです。

私からとしまして、申請者は活力の19期生の方です。研修を受けられる前は〇〇農園で働いておりました。現在就農4年目で、この度お話を伺ったところ申請者はまずこう言われました。「私は農業をさせてもらっています。」このように言われました。この言葉には地域の方や従業員また家族への感謝の気持ちの表れではないかと私は思いました。また就労継続支援B型作業所への方へこの思いは伝わっていると感じました。現在3か所の作業所と契約を結ばれています。そのうち2か所の作業場は令和3年3月までの契約だったそうです。作業所を運営されている方は契約の更新は考えておられなかったということです。ただ利用されている方が、まだ申請者のところで作業したいという意見があり契約を更新されたそうです。地元としては、このような思いを持った方が頑張っておられるということはとても嬉しいことです。今後も応援していきたいと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、「意見なし」と、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、2件を「意見なし」と市長に回答することに決定します。

続きまして、議案第9号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの判断について、577件を上程します。

事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第9号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの判断について説明をいたします。

農地の利用状況調査の結果、「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない」と認められる土地について、非農地の判断をすることとされており、その判断基準は、農業的利用を図るための基盤整備事業等が計画されていない土地のうち、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又は、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続利用できないと見込まれる場合のいずれかに該当するものと定められています。

議案の21ページ、22ページをご覧ください。詳細については、別冊2をご覧ください。

今回、1番から22番で上程している合計577筆の土地は、担当の農地利用最適化推進委員及び農業委員の調査で、現況が雑木、竹等の「山林」もしくは、笹、カヤ等の「原野」であり、「農地に該当しない」と判断される土地です。

以上で議案第9号の説明を終わります。

議 長

議案第9号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見を伺います。1番、伊藤委員。

伊藤委員

7番の伊藤です。

この案件は5月21日に地元の野稻推進委員と一緒に現地調査を行いました。ここに掲げてあるもの以外にまだ沢山ありましたが、農地に該当しないか紛らわしい分は残しておきました。原野か山林はいいのですが、農地性があるかど

うか判断が難しいものがありました。これは残しておきました。いずれも上から4番目は山林ですが、それ以外は原野であろうということで確認をしたところです。

議 長

2番から4番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。

5月21日に生田推進委員と現地の調査を行いました。白木町の小越が3件、これは原野、あとの3番、4番につきましては山林及び原野ということで報告をいたします。

議 長

5番、6番、下谷委員。

下谷委員

9番の下谷です。

5番6番について5月1日と2日に上口推進委員と現地調査をしました。その結果、24筆が山林、3筆が原野であったことを報告いたします。

議 長

7番から12番、沼田委員。

沼田委員

11番の沼田です。

4月19日から5月1日に現地を確認いたしまして、山林及び原野と判断をさせていただきました。

議 長

13番から16番は沖田委員ですが、本日は欠席です。意見は事務局に伝えているという事ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局（平木主幹）

沖田委員の代わりに意見を報告させていただきます。1月26日から2月1日にかけて、下土井推進委員と現地調査をしました。その結果、山林、原野であったことのご報告をいただいています。

議 長

17番から19番、河野信義委員。

河野信義委員

13番の河野です。

推進委員の船木さんと中富さんから連絡をいただいておりますが、〇〇地区の18番、19番を船木さんと中富さん、〇〇についても2人で現地を調査した結果が、私の手元にきております。そのことを報告してくれと言われております。以上で17番、18番は本書の28ページから30ページ、それぞれ見ていただきまして山林と原野はそれぞれでございます。

議 長

20番、谷口委員。

谷口委員

14番の谷口です。

20番の案件につきまして5月28日29日沖田推進委員と現地を確認しまして山林及び原野と判断します。

議 長

21番、22番、吉田委員。

吉田委員

17番の吉田です。

21番、22番一括して申し上げます。昨年の担当推進委員と調査をまとめて、先般5月22日に推進委員と共に現地を再調査いたしました。結果、現況の変化がありましたけれども、非農地、山林と原野に判断いたしました。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、非農地、つまり農地に該当しないと判断することについて、異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案第9号の577件を非農地の判断をすることについて決定いたします。

以上で、農地に係る審議事項を終了します。

続いて、農地に係る報告事項に入ります。

報告第1号から第6号の専決処理について、80件を一括して報告します。

事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

報告第1号から第6号までの専決処理 について、説明します。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出、23ページから25ページの17件、及び報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出、26ページから33ページの41件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請、34ページの4件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出、35ページ、36ページの16件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号 農地転用許可取消、37ページの1件、及び報告第6号、農地転用届出撤回、38ページの1件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

以上で報告第1号から第6号までの説明を終わります。

議 長

報告第1号から第6号まで説明がございましたが、何か質問がございますか。

（委員：質問なし）

議 長

質問がないようなので、報告事項を終了致します。

続きまして、議事日程5、農政に係る審議事項の議題に入ります。

はじめに、令和4年度広島市農政に関する意見書の項目案・文案素案について、事務局に説明をお願いします。

事務局（森下技師）

令和4年度市農政に関する意見書（案）についてです。別紙一枚ものでお配りしている資料をご覧ください。

先月の総会で承認を得られました項目素案をもとに、意見書検討班委員の皆様との協議も踏まえ、意見書の項目案と文案素案について提案させていただきます。引き続き、委員の皆様から意見をいただきながら、検討を進めていければと思いますのでよろしく願いいたします。

1つ目の項目は、「認定農業者等の中核的担い手に対する支援について」です。本市の認定農業者や認定新規就農者に対する経営指導を強化し、本市農業の中核的担い手の経営安定を図ることを掲げています。

文案となる要素として2つありまして、1つ目は、認定農業者等が農業経営を持続する中で、生産技術の進化だけでなく流通・販売状況も変化し、常に厳しい経営環境におかれている。という現状がありまして、このため最新技術の導入や経営の課題分析、市場動向を踏まえた販売戦略の提案など、状況に合わせた的確な経営指導を行い、本市農業の中核的担い手である認定農業者等の経営安定を図る必要がある。と示しています。

2つ目の項目は、「多様な担い手の育成・確保について」です。誰でも気楽に就農相談が出来て、多様なニーズに対応してスムーズに就農が出来るような条件整備を行い、市民が農のある暮らしに取組みやすいようにすることを掲げています。

文案となる要素として3つあるんですけども、1つ目現状として、広島市内の農業経営主は、約8割が65歳以上であり、そのうち8割以上が「あとつぎがない」と回答されております。

農地は一旦荒れてしまうと再び耕作する状態に戻すには大変な労力がかかることから、守るべき農地の利活用を進めるため、新規就農者の大幅な増加を図る必要がある。

このため、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の下限面積を下げるとともに、市民が気軽に就農相談が出来る窓口や、趣味的なものから半農半Xや専業農家など様々な形での就農ができる環境づくりが重要である。と示しています。

最後3つ目の項目は、「有害鳥獣対策の強化について」です。ニホンジカやイノシシの捕獲強化に取組み、営農の継続が可能な環境づくりをすることを掲げております。

文案の要素として、今現状ニホンジカやイノシシの出没は増加傾向にあり、特にニホンジカの生息域が拡大し被害が広域化している。

こうした中で、高齢化が進む農家の対応には限界があり、耕作放棄するきっかけにもなっている。

このため、特定鳥獣保護管理計画を作成している県と連携して生息密度を下げるための捕獲を進めるなど、営農の継続が可能な環境づくりをすることが必要である。ことを示しています。

本日、この説明後にご意見をいただいた上で、委員の皆様の意見をより反映してくれるよう、先月同様、意見書について話し合いの場を設けたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上で、令和4年度市農政に関する意見書案についての説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

事務局から説明がありましたとおり、研修会終了後に開催する意見書検討班において詳細に検討していただくことにしています。

続きまして、議事日程6のその他事項に入ります。

事務局から報告をお願いします。

事務局（石原次長）

お配りしてあります、配付資料の方をご覧ください。

資料1、令和3年第2回広島市議会定例会、農業関係質疑の要旨について説明します。先月の15日から25日まで開催されました。そのなかで22日の本会議での一般質問で安佐北区の今田議員から有害鳥獣対策についての質問がありまして、それぞれ経済観光局長から答弁がありました。

まず、被害を減らすための地域協働の取組みへの支援内容と実績はどうか。との質問に対して、地域協働での防除、駆除の取組みへの支援は重要と考えており、平成30年度から地域団体が取り組む有害鳥獣対策への補助制度を運営している。防護柵の資材費や花火の購入費、わなの補修費、講習会の講師謝礼等を補助するもので、補助団体は平成30年度の12団体から令和2年度は81団体に増加しており、今後とも制度の普及啓発を図る。と答弁がありました。

次に、わなによる捕獲の強化を図るべきと思うがどうか。との質問に対して、本市の令和2年度のシカ、イノシシの捕獲頭数3918頭の8割がわなによる捕獲である。わな猟には、昼夜の捕獲が可能で、銃器より安全管理、技術習得が容易などの利点があることから、これまでの農家の箱わなの購入費の補助や、駆除班の箱わなの増設に取り組み、また令和2年度からは、わな猟免許の取得経費への補助を行っている。これらを直実に実施し、わなによる捕獲の強化を図っていく。と答弁がありました。

最後に被害を受けた農家は、年間を通じ有害鳥獣の捕獲が可能か。との質問に対し、シカ及びイノシシの捕獲は、狩猟期間である11月15日から2月末日までに行うのが原則だが、市の捕獲許可を受ければ、猟銃機関と捕獲許可期間を合わせて年間を通じてわなによる捕獲を行うことができる。との答弁がありました。なお24日に委員会がございましたが、そのなかで農業委員会への質問はありませんでした。報告は以上です。

事務局（森下技師）

続きまして、全国農業新聞オンライン講座「スタディあぐり」の開講について、ご説明させていただきます。配付資料2ページ、資料2をご覧ください。先日、農業委員・推進委員の皆様にご送らせていただいたチラシでございます。この度、全国農業新聞が、農業者を対象にオンライン講座を開設されました。テーマは農業簿記で、全6回の開催を予定しております。全国農業新聞を1年以上購読されている方なら、無料で受講できる講座となっております。全国農業新聞に入っていない人でも1,500円で受講できますので、近隣の新規就農者等への情報提供をお願いいたします。

また、今回簿記を全6回で開催するということですが、今後も青色申告や、新規就

農、農作業安全、体験農業等、様々なコンテンツを展開予定とのです。以上で、スタディあぐりについての説明を終わります。

続きまして資料3をご覧ください。令和3年度第2回地区協議会開催日程についてです。冒頭、事務局長からもありましたが7月11日まで県のコロナの集中対策期間が続いているということで、6月の総会でお伝えさせていただいた時と、日程が少し後ろ倒しになっている地区がいくつかあります。現在日時としては7月12日月曜日から21日水曜日に予定しております。内容としては現地調査を予定しております。

旧市は7月12日月曜日10時から12時に今回は白木町の己斐農園を中心とした優良事例の視察を行う予定となっております。安佐南区は7月13日火曜日13時30分に戸山・吉山方面の優良事例の視察を行うこととなっています。

白木・高揚地区は7月21日水曜日10時から12時に優良事例視察ということで可部のあたりを見る予定をしております。

可部地区は7月13日火曜日10時から12時、耕作放置地再生・利用事業予定地視察を予定しております。

安佐地区が7月14日水曜日13時20分から安佐地区の農地パトロールとして予定しております。

安芸区が同日7月14日水曜日10時から12時、耕作放棄地再生・利用事業地他優良事例視察を予定しております。

佐伯区が7月15日木曜日10時から12時、五日市方面で優良事例の視察を予定しております。以上で地区協議会開催日程についてのご連絡を終わります。

事務局（有馬主査）

続きまして、令和3年度機構集積支援事業タブレット型情報端末機の貸出について説明させていただきます。配付資料の4ページ、資料4をご覧ください。令和3年度機構集積支援事業において、農業委員会活動のデジタル化を推進する目的で（一社）広島県農業会議が農業委員会に対して、タブレット型情報端末機の貸出を行うこととなりました。貸出機種及び貸出可能期間等、詳細については資料のとおりです。当農業委員会におきましては、農業委員用19台、事務局用2台の計21台を農業会議に借用申請しています。貸出期間は9月1日から12月末の見込みとなっています。本市農業委員会としましては、農業委員会総会及び利用状況調査等にインストール済みの地図アプリや写真撮影機能、Google社が提供している地図、文書作成ソフトや表計算ソフト等を利用し、デジタル化のサンプルケースとして活用することを想定しています。なお、タブレット型端末への保存可能なデータですね、パスコード等を設定するとデータが暗号化されてしまうと、色々そのような問題がでてきますので、保存可能なデータやセキュリティ対策等の検証・検討を行った上で、試験運用を開始したいと考えています。

続いて、令和3年7月の現地調査日程について、説明します。資料の5ページをご覧ください。今月の許可案件等の受付締切日は、7月15日（木）です。現地調査を行う地区を担当する委員に15日の夕方、17時15分から18時頃に電話で調整させていただきますのでご協力をお願いします。現地調査日程につきましては、第1日

目は7月16日（金）で午前旧市、午後安芸区、第2日目は7月19日（月）で午前安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区となります。第3日目は7月20日（火）で午前安佐南区、午後佐伯区となります。許可申請の状況により、開始時間の調整をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で議事日程6、その他の説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

沼田委員

質問させてください。

1 ページ目に書かれている、令和2年度のシカ、イノシシの捕獲頭数4,000頭ちかく捕獲しておられるのですが、イノシシとシカの割合を教えてくださいありがたいのですがわかりますか。

議 長

事務局はわかりますか。

沼田委員

時間がもったいないので次へ行ってもらっていいです。割合を聞いたからと言って捕獲頭数が増える訳じゃないですから。

議 長

わかり次第、報告致します。先に進めさせていただきます。

これで令和3年第7回総会を終了しますが、その他全体的にご意見等がございますか。

伊藤委員

資料の1 ページの年間を通じて有害鳥獣の捕獲は可能かどうかというところですが、捕獲許可がおりればいいと書いてありますが、許可を得るのは難しいのでしょうか、厳しいのでしょうか、わかれば教えていただきたい。

議 長

わかりますか。

沼田委員

わな猟なら、わな猟の許可申請書をもって区役所の農林課に申請をされたら大丈夫です。駆除の許可を下さいって言ったら、必ず県のわな猟の許可書を持ってきて下さいといわれます。それさえ持っていけば大丈夫です。くくりわなですか、箱わなですかとか聞かれるかもわかりませんが、わなを買うのに補助金を申請するこ

ともでき、それは農林課が教えてくれます。ひとりで31か所までかけられます。

下谷委員

農家が申請するときは、区役所農林課に連絡したら夕方には判断され、そこから連絡が駆除班に行ったら捕れる。

議 長

他にありませんか。

今回の総会は、令和3年8月5日（木）午後1時30分から、東区地域福祉センター3階大会議室1・2で行う予定です。

それでは、己斐会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

己斐会長職務代理者

長時間ご苦勞様でございました。8月9日の安佐南区民センターでシロアリ講習会があります。引き続きまして、8月28日基町で試験があり、7,000円の講習料を払いまして、私は払ったのですが、冒頭にありましたように、松原推進委員が亡くなられて、三田の方を全部、ネットにかかったシカとか道路に転がったシカを処理してもらったのですが、亡くなられた関係で、どこに電話しようかなと心配しております。私がなんとか捕獲の許可がおりれば、頑張って捕獲作業につとめようかと思っています。暑い時期ではございますのでご健康に、特に熱中症には気を付けて頂きまして、農業委員活動を頑張りたいと思います。以上で本日の総会を終わります。ご苦勞でございました。